

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について
(審議経過報告案) 目次

I. 現状と課題

- (1) 社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化1
- (2) 地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性2
- (3) 根本的な解決に向けた課題4

II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

- (1) これまでの社会教育5
- (2) 社会教育の特長5
- (3) 今後の目指すべき社会教育の姿6
 - ① 地域課題の解決に資する社会教育
 - ② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育
- (4) 今後の社会教育に求められる主な役割と期待される効果7
 - ① 子ども・若者を含めた地域における人のつながりを基礎としたウェルビーイングの実現
 - ② 防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築
 - ③ 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重され、参画する共生社会の実現
- (5) 社会教育の推進を図る基本的な方向性9
 - ① 社会教育人材の質的・量的な拡充
 - ② 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大
 - ③ 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

III. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

- (1) 社会教育士の在り方の見直し12
 - ① 社会教育士の質及び量に係る現状の課題
 - ② 社会教育士の在り方の見直し
- (2) 社会教育主事・社会教育委員の機能強化13
 - (ア) 社会教育主事
 - ① 市町村の社会教育主事
 - ② 都道府県の社会教育主事

③ 配置促進に向けて必要な取組

(イ)社会教育委員

(3)社会教育主事・社会教育士の養成の改善	15
① 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等	
② 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し	
③ 養成課程の見直しについて	
④ 今後さらに検討が求められる課題	
(4)社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援	20
(5)社会教育の裾野を広げるための方策	22

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

(1)社会教育施設・団体等	22
① 公民館	
② 青少年教育施設	
③ 図書館	
④ 博物館	
⑤ 社会体育施設	
⑥ 社会教育関係団体等	
(2)社会教育と連携してきた施設・団体等	27
① 学校	
② 高等教育機関	
③ 地域運営組織(RMO)	
④ 地域とのつながりのある活動等を行っている NPO 法人・民間企業等	
(3)今後社会教育との連携が期待される施設・団体等.....	31
① 首長部局(防災、地域づくり、福祉、文化、スポーツ)	
② 社会福祉法人等	
③ 上記以外の NPO 法人・民間企業	

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

(1)国	34
(2)地方公共団体	35

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について (審議経過報告案)

I. 現状と課題

(1) 社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

- 我が国ではいま、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少や地域社会の担い手不足が深刻化している。とりわけ地方においては、大都市圏への人口集中や人口流出と高齢化が同時に進むことで過疎化が加速し、自治体や地域コミュニティの中には、その存続が危ぶまれているものもある。
- さらに、ライフスタイルの多様化や価値観の変化が進む中で、働き方や居住形態、消費行動にも大きな変化が生じている。あわせて、ICT や AI の急速な進展は、業務の効率化や新たなサービス創出、高度な情報技術によって利便性もたらされた一方で、デジタル格差の拡大や情報の偏り（フィルターバブル¹やエコーチェンバー²現象）も生み出され、価値観や年代の異なる他者と対話したり、相互に理解を深め合ったりする機会の減少が指摘されている。
- 外国人労働者の増加など、グローバル化の加速も地域コミュニティに大きな影響を与えている。地域の生活を支えるうえで外国人労働者が重要な役割を果たしている一方で、国内の外国人住民の増加により、外国人住民との文化的背景の相違に基づく地域における分断が生じているケースも見られることから、これを解消するための共生社会の実現が重要となる。また、不安定な国際情勢の影響でエネルギーや食糧の安定供給などについて生活に支障が生じるのではないかという不安も生まれている。
- 地域コミュニティにおいて人と人とのつながりの希薄化が進むと、周囲との良好な関係性を基盤とする日本型ウェルビーイング³の実現が難しくなることも危惧される。家族形態や地域コミュニティの変容により、支えになってくれたり相談できたりする人が周囲におらず、孤立や不安を抱える人が増加するなど、相互に助け合う機能の低下が課題として顕在化している。こうした状況の下で、多様な主体が連携し、人と人とのつながりを再構築する取組の重要性が一層高まっている。
- 子供を取り巻く環境についても、過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化などが生じている。そのため、子供同士が直接的な触れ合いをする場面が

¹ フィルターバブルとは、アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザーにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル（泡）」の中に孤立するという情報環境を指す。

² エコーチェンバーとは、ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザーをフォローする結果、意見を SNS で発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたものである。

³ ウェルビーイング（Well-Being）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む概念。「日本型ウェルビーイング」とは、日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素とのバランスを取り入れ、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングである。

減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっている。このような中、子供が将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的となることが危惧されている。

- 少子化により、近所に同世代の子供が少なくなり、少人数又は一人でスマホのゲームなどの遊びに費やす時間が増えることによって、大勢で一緒になって外遊びをするような機会が減少している。そのため、五感を使う直接的な体験を通じて、好奇心や発見力、思考力、豊かな感性などを高める機会が減少したり、遊びの中で体を大きく使って動き回ることが減ったりしているとの指摘もなされている。また、学校の規模が小さくなる中、特に公立中学校において、1つの学校単位では部活動が十分に実施できないといった状況も生じている。

(2)地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

- 地域を支える若者の地元への定着は、持続可能な地域社会の形成に向けた重要な課題となっている。進学や就職を契機とした都市部への人口流出が続く状況を踏まえ、魅力ある雇用の創出や生活環境の充実等を通じて、若者が地域に根付き活躍できる環境づくりが求められている。
- 共働きの増加や核家族化の進行により、子育てに対する負担や孤立感が高まる中、保護者の学びや交流の機会を充実させるなど、地域における子育て世帯への支援を充実させていくことが求められている。
- 安心して暮らせる地域社会の基盤として、防災・防犯等への地域的取組の充実も、その重要性を増している。近年の気候変動と自然災害の多発化・巨大化の影響で、防災や災害からの復興の観点からも地域住民同士の助け合いが必要となる場面が多くなっているものの、人口減少に加えて単身世帯の増加傾向がみられること等により近隣住民との関係性が希薄になることで、都市・地方に関わらず災害時における地域住民の共助体制の脆弱性が懸念されている。また、犯罪の多様化、凶悪化も懸念される中、行政のみならず地域住民や関係団体が連携し、日常的な見守りや情報共有を進めることが求められている。こうした共助の取組を通じて、地域全体の危機対応力と安全性の向上を図る必要がある。
- 地域とのつながりの希薄化が進む中、単身高齢者の増加に伴う孤立・孤独の深刻化や、障害のある者の社会参画の機会、地域共生に向けて共に学ぶ場の不足も課題となっている。見守り活動や交流・学びの場の確保、多様な就労や生涯学習、地域での活動機会の創出など、住民や関係機関が連携し、包摂的な地域社会の実現を目指した取組を進める必要がある。
- また、近年では在留外国人の増加に伴い、言語や文化の違いによるコミュニケーションの課題や、住民間の相互理解の不足による軋轢が顕在化するケースも生じている。こうした地域において共生を実現するためには、やさしい日本語を含む多言語対応の情報提供や交流機会の創出を通じて、相互理解を深める取組が求められている。

さらに、行政や地域団体、住民が連携し、多様性を尊重した包摂的な地域づくりを推進することが重要である。

- こうした多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界がある。そうしたことも背景としながら、地域包括ケアシステム⁴やRMO（地域運営組織⁵）など、地域単位で多様化する行政課題に対応する取組の重要性が高まってきている。特にRMOは、公民館活動を始めとする社会教育と密接に関係する地域団体として、地域における人材育成や課題解決を担ってきた。また、日常的な支え合いを基盤とする「共助」の視点による地域づくりの取組の強化や、地域住民等と支援関係機関が協働し課題解決を図るための体制づくりがより一層重要となっている。
- しかし、これまで地域を支えてきた自治会などの地縁団体においては、担い手の高齢化が進む中、特に若い世代において新たにこれらの活動に参加する者が十分ではなく、活動の担い手の後継者不足が深刻化しており、継続性が危ぶまれている。持続可能な地域社会を作るためには、地域課題を自分事として関心を持ち、行動できる主体形成が重要であり、特にこれらの地域活動の将来の担い手である子供たちについては、他者と協力して地域のために活動する楽しさや充実感を味わう経験を増やしていく必要がある。これらの活動に参加することを通じて、責任感や自主性、自発性、困難なことがあっても諦めずにやりきる力、自己有用感などが生まれ、子供の健全育成に資するとともに、将来の地域社会を担う人材として不可欠な資質が育まれる。
- また、人間関係の希薄化や少子化などにより、これまでは家庭における教育や、地域の中での子供同士や大人との交流の中で育まれてきた基本的な生活習慣、コミュニケーション能力や他者への配慮などが十分に培われず、学校において対応せざるをえないような状況が生じているところ、新たな教育課題にも対応する質の高い教育を実現していくためには、学校と地域が地域の子供の教育に係る目標や課題を共有し、保護者及び地域住民の理解を得ながら役割分担を見直すことが必要である。また、子供の深い学びを実現するためには、子供が自身の興味関心に応じて、とことん没頭してやりたいことを探究することが大切であるが、学校においては、限られた授業時数の中で多様な子供の学びを支える必要があるため、一定の制約が生じる。
- そのため、学校において幅広い内容を学ぶことを通じて育まれた好奇心や興味関心に基づき、放課後や休日などにおいて、子供自身が探究したい内容を学べる機会を設けていく必要がある。
- このように、子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、

⁴ 地域包括ケアシステムとは、高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、地域内で「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制（システム）のこと。

⁵ 地域運営組織（RMO：Regional Management Organization）とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。

学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていく必要がある。

(3)根本的な解決に向けた課題

- 上記のような課題については、これまでもそれぞれの課題ごとの対策や、地域の活性化を企図した方策など、様々な施策が講じられてきているが、対症療法的な対応では、根本的・持続的な解決は極めて困難である。
- これは、「他者とのつながりへの忌避感」、「自分が困らなければそれでよいとする自己中心性や他人への無関心」「当事者意識の欠如や無力感等による行政による対応への過度な期待や依存心」等、住民一人ひとりの認識や態度の問題が大きな要因の一つと考えられる。これを踏まえれば、我が国の社会が現在直面している諸課題の根本的解決を図るためには、こうした個人の認識や態度さらには行動を主体的に見直すきっかけを作り出すという教育的意図をもった社会教育としての地域活動や行政施策の充実が必要不可欠である。

Ⅱ. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

(1)これまでの社会教育

- 1949（昭和 24）年に社会教育法が制定され、社会教育の目的や行政の責務、公民館等の位置付けが明確化された。同時期に各地で公民館が設置され、民主主義社会の担い手の育成という観点から、地域住民による自治的な学習や話し合い、文化的な交流の拠点となった。また、図書館法（1950（昭和 25）年）、博物館法（1951（昭和 26）年）も制定された。
- 1960～70 年代の高度経済成長期には、都市化や産業構造の変化に対応し、社会教育施設や講座が量的に拡大した。公民館や図書館、博物館は各自治体に広がり、趣味・教養講座や市民講座が盛んに実施された。一方で、社会の成熟化に伴い、「学校教育中心」から「生涯にわたる学習」へと視点を広げる議論が生まれた。1970 年代後半には生涯教育・生涯学習の理念が提唱され、社会教育は、学校教育以外の場において個々人の生涯にわたる学習全体を支える生涯学習政策の一部という位置づけが強く意識されるようになっていった。
- 1980 年代以降、生涯学習の理念が浸透していく中で、行政上も個人の自己実現支援に重点が移り、社会教育における社会の担い手の育成という趣旨は相対化されていった。さらに 2000 年代になると、規制緩和・地方分権改革が進み、社会教育行政の在り方も自治体の裁量に委ねられる部分が増えた。その中で、社会教育施設の設置管理を首長部局へ移管できることになったり、指定管理者制度が導入されたりしたことなどにより、他の行政分野との連携強化が期待された一方で、社会教育自体を所管する教育委員会との連携の観点から課題も生じうるところである。
- 2008 年をピークとして我が国の人口が減少を始め、近年は地域コミュニティにおける人とのつながりの希薄化などの社会課題が深刻化しており、社会教育に求められる役割として、人と人をつなぎ、地域における住民の学びと参加を支えることが重視されてきている。

(2)社会教育の特長

- 社会教育については、単なる趣味的な学習機会を提供しているに過ぎないのではないかと指摘も見受けられる。確かに、公民館の講座において扱われている内容には、そうしたものも一定程度含まれているが⁶、社会教育として行われる際には、例えば、参加する住民同士の関係性を深めたり、更なる学習等への意欲や関心を高めたりできるよう教育的な配慮を伴って実施することが求められるものである。
- このように、本来、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働的な活動を通じて人と人相互のつながりや社会とのつながりを形成していくものである。

⁶ 令和 3 年度社会教育調査（文部科学省）によれば、公民館が実施した学級・講座では、「趣味・けいごと」が約 3 分の 1、「体育・レクリエーション」が約 15%を占め、両者を合わせると約半数に達する。一方、防災や地域づくり等を含む「市民意識・社会連帯意識」は約 7%となっている。

- より具体的には、社会教育は以下のような特長を有しており、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を実現する教育的意図を有する活動として行われるものである。
- 1) 活動自体を楽しいものとすることや、参画することの充足感・有用感を感じられるものにする等を通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。
- 2) 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。
- 3) 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、1)の楽しさや充足感に根差した主体性の涵養、2)の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。
- 第4期教育振興基本計画のコンセプトとして示されたように、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育てていく営みである。社会教育を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域住民の居場所づくりを支え、協力し合える関係づくりを促進することで、持続的な地域コミュニティの基盤形成に寄与するものである。
- 社会教育による地域住民の関係性の構築は、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域における様々な課題を解決する基盤となることから、そうした広範な行政施策の円滑な実施を支える基盤ともいえるべき機能を果たしうるものである。このため、課題解決にむけた住民による主体的・継続的な取組の促進を図るためにも、こうした様々な分野で活躍する関係者とも社会教育の価値を共有していくことが重要である。

(3) 今後の目指すべき社会教育の姿

(1) で述べた通り、社会教育の在り方は、これまでも社会情勢の変化に伴って変遷を遂げており、これからの社会教育の在り方については、以下の方向性を目指して、現在の地域社会やそこに住む地域住民にとって真に必要なものとなるよう見直していく必要がある。

① 地域課題の解決に資する社会教育

- I で述べた通り、地域においては、地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成など様々な課題が生じているが、これらは相互に影響し合っているため、一面的な対応では解決が困難であることも多い。
- これらの課題解決に向けた取組を行う際に、上記(2)の社会教育の特長を生かすことにより、地域住民による主体的で継続的な取組としていくことを期待できるだけでなく、様々な課題解決に参画する地域住民同士の関係性が構築され、それが積み重なることで、他の地域課題への対応を含めた地域コミュニティとしての取組に発

展させることが可能となる。

- また、直面する地域課題の解決をはじめとした、様々な社会教育活動にかかわる中で、住民が多く課題に当事者意識を持ち、住民同士で協力し合い、地域全体で誰もが住みやすい地域コミュニティの形成に向けた取組を継続的に行うことにより、現在生じている課題の解決に資するだけでなく、将来的に課題が生じることや深刻化することを未然に防ぐ効果も期待される。
- このように、社会教育は、地域コミュニティの基盤を醸成し、様々な地域課題を根本的に解決するための有効な手段であり、地域の課題解決や未然防止に資する教育活動となっていくことが求められる。

② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

- デジタル化の急速な進展による直接的体験の機会の減少や、不登校や障害のある子供、外国にルーツのある子供の増加などが生じる中、学校だけで多様な子供たちに対して適切な教育機会を提供していくことや個々の子供の状況に応じて支援していくことには限界が生じている。そのため、前述のとおり、社会教育は学校教育と共に、子供・若者・青少年を「持続可能な社会の創り手」として育てていく営みであることを踏まえ、これまで学校教育に偏りがちであった子供・若者・青少年の教育について、今後は社会教育も大きな役割を果たしていくことが求められる。
- AI 等のデジタル技術の進展や産業構造の変化等を踏まえた現役世代のリ・スキリングなどの学び直しの重要性も増大している。また、定住外国人の増加、障害者の社会参画の推進の必要性の高まりなどを受け、これらの人々を含む全ての人が地域の一員として尊重され、地域社会に参画できる共生社会を実現するために、様々な学びの支援を行っていく必要がある。そのため、今後の社会教育では、こうした地域住民のニーズを踏まえながら、必要性の高い学びを充実していくことが求められる。

(4) 今後の社会教育に求められる主な役割と期待される効果

① 子供・若者を含めた地域における人とのつながりを基盤としたウェルビーイングの実現

- 社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、他者とのかかわりや対話を通じて「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を進めるものであり、地域における社会的基盤として機能することが求められる。さらに、他者に目を向けることによる地域における周りの人との良好かつ互恵的な関係の構築、地域活動への参加・貢献による自己有用感の向上等により、「ウェルビーイング」の実現にも資するものである。
- 少子化やゲームなどによる遊びが広まる中で、子供同士の人間関係の希薄化が生じており、子供同士が直接的な触れ合いをする経験を増やすことで、人とつながることの楽しさや心地よさを味わい、それを通じた主体性や自律性、コミュニケーション能力などの育成が図られる。
- また、学校での人間関係に悩みを抱える子供にとっても、地域の人たちとの交流を通じて、学校とは異なる安心できる居場所を得ることができること、ありのままの自分を受け入れてくれる人の存在が心の支えや自信につながることで、多様な価値観や

生き方に触れることで狭い人間関係における悩みが軽減されること、様々な人との交流により社会性が育まれることなどが期待される。

- このように、人口減少の中で高いウェルビーイングを実現し、それを維持していく上での基盤として、社会教育は重要な役割を果たすことが期待される。

② 防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる地域コミュニティの構築

- 社会教育活動を通じて知り合った顔の見える関係を基盤として、地域住民が地域課題の解決に向けて自ら協働して取り組むことで、地域住民同士の助け合いができる地域コミュニティの構築が促進される。
- こうした地域コミュニティにおける共助の取組の結果として、行政の支援が届いていなかった人への支援の充実や、課題の深刻化の予防につながる日常的な取組の充実等が図られることが期待される。特に、地域住民同士の助け合いの関係を構築し、地域社会において命を守るセーフティネットを機能させる観点からも社会教育の充実は重要となる。
- また、地域社会の将来の担い手となる子供たちについても、地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の事柄に関する当事者意識を育み、また地域活動に参加することの楽しさや充実感を体験することで、将来も地域活動に参加しようとする意欲を高めていくことが可能と考えられる。
- さらに、子供の教育について、学校と地域が子供たちの状況、学校・地域の課題や教育目標・理念等を共有し、双方が連携・協働して、社会全体で子供の教育を担っていく環境を構築することが求められる。それにより、学校と地域とが緊密な連携と適切な役割分担を行い、学校教育だけでは対応が難しい体験活動や多くの地域住民との多世代の交流、個々の子供の状況に応じた学習支援などを、地域における社会教育の一環として充実することが求められる。
- なお、持続可能な地域コミュニティの構築には、地域の歴史や文化を知るとともに、特色のある地域産業や地元企業の役割を学び、地域の強みを知り、それらを支える地域の大人との直接的なつながりを通して地域の誇り（シビックプライド）を涵養していくことも必要と考えられる。

③ 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重され、参画する共生社会の実現

- 全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず平等に参画できるような共生社会を実現していくためには、様々な地域活動に、従来からの参加者だけでなく、家庭の事情等により参加が難しかった者や、子供や若者、高齢者、障害者や外国人等の多様な人々が集い、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすことを通じて、共生社会の実現への地域住民の理解を涵養することが重要である。
- 地域全体の共生社会に関する理解が進むことにより、子供のうちから自然と、自分とは異なる他者を尊重する意識が養われたり、ありのままの自分らしく過ごしやすい環境のもとで自己肯定感の向上が図られたりすることなども期待される。

- また、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、主体的に選択し行動できるようになるためには、これらの者が地域の一員として、他の地域住民とともに社会教育活動をはじめとする様々な活動に参画することを通じて、支援をする・されるという固定的な関係ではなく、助け合い・支え合う関係を前提に自らができることを増やしていくことが重要であり、そうした関係性の構築は持続的な共生社会の実現にも資するものと考えられる。
- こうした取組を進める上では、高齢者や障害者、外国人等の活躍の場や居場所づくり、孤立の予防といった福祉等の他分野の関係者とも社会教育についての共通理解を図っていくことで、共生社会の実現に向けた取組がより充実することが期待される。特に、これまで学校卒業後の学びの機会の不足が指摘されてきた障害者等の学びの場や、日本語や日本の風土・文化、ルール・制度等を分かりやすく学習するための機会が限られていると指摘されている外国人の学びの場を公民館等の社会教育の分野でも充実させていくことは重要な課題である。

(5)社会教育の推進を図る基本的な方向性

- これまで地域において社会教育を担ってきた団体や施設における活動をさらに充実させるとともに、新たな地域課題の解決に向けて、これまで社会教育とのつながりが薄かった団体等も含め、様々な分野の垣根を越えて連携・協働していくことが重要であり、それらを支え、繋げる人材が求められている。
- 地域住民の認識・態度・行動の変容を図り、自主的・継続的な地域活動への取組が進むようにすることで、地域コミュニティの維持・構築を推進していくためには、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という教育的意図をもって地域活動を社会教育として行うことができる「社会教育人材」の関与が不可欠である。このため、今後は、社会教育人材の質的・量的な拡充を図り、「社会教育人材」を中核として社会教育を推進していくことが重要である。

① 社会教育人材の質的・量的な拡充

- 地域課題に対処する団体や活動などは多数存在するものの、それらの内容や取組状況は様々である。また、地域課題の根本的な解決には、それぞれの住民の認識等の変容を図ることが必要であり、社会教育の手法を取り入れることが求められる。そのため、これらの活動に、社会教育に関して一定の専門性を有する者が参画することで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。
- しかし、現行の社会教育法では、教育委員会に配置され、社会教育に関して専門的・技術的な助言と指導を行う専門職である「社会教育主事」は制度化されているが、市町村における社会教育主事の配置率は低く、また他の行政分野や地域活動において社会教育に関する専門性を活かして活動する人材については規定がない。
- 令和2年度からは、社会教育主事になるための任用資格を得るために社会教育主事講習又は大学の社会教育主事養成課程（以下「講習・養成課程」という。）で学ぶべき科目及び単位数を規定している社会教育主事講習等規程において、この講習・養成

課程を修了した者が、「社会教育士」と称することができることとされている。ただし、位置づけとしては、あくまで称号であり、当然ながら学習内容も社会教育主事の任用資格としてのものとなっている。

- このため、社会教育の専門性を他の行政分野や地域活動において活かす際に、その専門性を的確に証することができる仕組みとすることで、活動の質の担保や高度化を図ることが求められる。
- また、社会教育士の称号は、令和7年度までに約1.2万人が取得しているが、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れることで、活動の質の向上や自走化を図り、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためには、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが不可欠であることを考慮すれば、社会教育士数の現状の規模では大きく不足している。
- これらを踏まえると、社会教育人材の質的・量的な抜本的拡充を図るために必要な措置を制度的な見直しも含めて講ずる必要がある。
- その際、個々の社会教育士がその専門性を十分に発揮し、活動を円滑かつ効果的に行えるようにするためには、社会教育士に代表される社会教育人材のネットワークを整備し、実践の共有、相互支援等を行える環境を構築していくことも求められる。

② 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

- 地域における社会教育活動をこれまで担ってきた主な組織的主体としては、公民館に代表される社会教育施設や社会教育団体が挙げられる。ICTやSNSの発達もあり、社会教育士が個人や少人数で活動することも容易になってきているが、社会教育施設や社会教育団体がそれぞれの組織としての強みを生かしながら、社会教育の振興を図る役割を果たしていくことは引き続き重要である。それに加えて、各施設や団体が、社会教育士等の活躍の場となってその活動の質を高めたり、施設利用者等に社会教育の裾野を広げていく役割を果たしたりしていくことが期待される。
- 従来は、社会教育を行う者として、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持ち、その本業において社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。
- また、地域活動等に関心がある者に対し、社会教育の学習機会や実践者とつながる機会を提供したり、子供・若者の地域活動への参画を促したりすることで、社会教育の裾野を拡大することも重要である。
- 一部の地域では、地域課題の解決に向けて社会教育を再評価する声も聴かれるものの、多くの地域においては社会教育士の活動を身近に感じられる状況には至っておらず、未だ社会全体での認知度は高いとは言えない状況にある。このため、社会教育人材の質的・量的な拡大や社会教育の裾野の拡大等を通じて、身近なところで社会教育士による活動に触れ、その効果を実感できるようにしていくことに加え、社会教育

が地域の課題解決に役立つ身近な活動であることを分かりやすく発信すること等を通じて、認知度の向上を図っていく必要がある。

- 特に、若年層の社会教育への関心や参画を広げるためには、社会教育施設の中に若者が利用しやすく居場所となる場所を設けたり、若者による地域活動の情報を提供したりすることなどが考えられる。その際、若者も地域コミュニティの主体であり、大人と対等に役割を果たす主体であると認識され、尊重されるという視点を共有することも重要である。このため、例えば、若者も利用しやすい居場所づくりの取組に若者の参画を得たり、意見を聞いたりするなどのプロセスを通して若者の関心を広げていくことや、そうした居場所の多様な利用者や運営する者等との関わり合いを通じ、それらが社会教育の営みの中で支えられていることを知るきっかけとなっていくことが望まれる。
- 社会教育の裾野を広げるためには、平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的講習（Ⅲ 1（5）参照）等が、各地において、教育委員会や各種団体等が主体となって実施されることを促せるよう検討すべきである。
- また、社会教育人材の裾野を広げていくことと併せて、公民館等の社会教育施設を中心とした、従来の社会教育の諸活動の在り方に関しても、活動の場の提供などの支援を求める団体等に対して対応するだけでなく、これからは地域課題解決に向けた活動を行っている団体や社会貢献活動に意欲のある営利企業に対して積極的に働きかけを行い、これらと連携した活動を展開したりすることなども重要と考えられる。

③ 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

- 上で述べたとおり、社会教育人材の質的・量的な拡充を図るとともに、地域における公民館をはじめとした社会教育の実施体制を充実し、社会教育の裾野の拡大を図るに当たり、様々な実践を支える仕組みを構築・整備することが求められる。
- 具体的には、社会教育人材ネットワークの構築によって、社会教育人材同士で情報共有や相互の連携・協力依頼等が可能となるだけでなく、教育委員会をはじめとする行政においても、社会教育人材を組織的に活用した施策を講じる際の基盤ともなるものである。
- 各施設や団体等の組織としての相互の情報共有が進むことも期待されるが、例えば公民館に配置された社会教育士同士のネットワークを通じて、公民館に関する様々な情報の共有が進むといったように、社会教育人材ネットワークが施設ごとや、テーマごとなどでの情報共有の場として発展することも期待される。
- 各地域において、社会教育士のネットワークなど社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等に当たっては、教育行政における社会教育主事の存在が重要な役割を果たすため、まず社会教育主事の配置率の向上が急務である。また、公民館主事による社会教育士の取得を促進し、社会教育主事や社会教育士との連携を強化することが重要である。

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

(1) 社会教育士の在り方の見直し

① 社会教育士の質及び量に係る現状の課題

- II（5）①で述べたとおり、近年、社会教育士の称号取得者が増加しており、称号取得者は1.2万人を超えてはいるが、今後は、社会教育士の活動する場面が多様な分野に広がっていくことを考えると、社会教育士数は大きく不足している状況である。
- また、地域における課題の実情やその解決に向けて、当事者である住民の認識を変容させていくためには、そのための教育的手法に関する専門的な知識や技術が必要である。さらに、多くの地域住民の参画を得ながら、社会教育法に規定される社会教育の一環として地域社会の課題解決という公益的な取組を実施していくに当たっては、活動のけん引役となる社会教育士について、これまで社会教育主事が地方公務員として得ていた一定の信頼性と同程度の信頼性を保証できる仕組みが必要である。
- 現行制度における社会教育士は称号との位置づけであることから、いわゆる国家資格と比較すると、専門的知識や技術を証するものとしての社会的な認知や信頼性には限界がある。こうした事情もあって、社会教育士を取得したとしても、その専門性を生かせる職場や役職は限られており、社会教育士の称号を有することが、社会教育主事以外の職に就くことや多様な場面で活躍の機会の確保には十分につながっておらず、もともと社会教育に高い興味関心のある者以外の者が社会教育士を取得しようとする動機付けにはつながりにくい状況がある。そのため社会教育士の取得者は増加傾向にあるとはいえ、現行制度のままでは、将来的に大きな増加を見込むことは困難である。
- さらに、現行の講習・養成課程は社会教育主事になることを前提とした学習内容となっており、社会教育士の称号を有する者が社会教育主事以外の立場で多様な場面において活動することが期待されることとは合致していない。

② 社会教育士の在り方の見直し

- 今後は、教育委員会で社会教育に関する職務に従事する社会教育主事のみならず、首長部局で地域づくりや福祉、防災等を担当する職員や、RMO、NPOや民間企業等で地域づくりや地域課題解決を行う職員などの幅広い者が社会教育士となり、これらの社会教育士が行う社会教育活動に対する地域住民の信頼を高めることで、地域住民の認識の変容や地域活動への参画を一層促進できるようにすることが必要である。
- また、社会教育士としての社会的な認知や評価を高め、社会教育士の取得者が多様な場で活躍できる機会を確保していくこととあわせて、社会教育士を目指す者を増やしていくことが必要である。そのため下記のような見直しを行うことについて、制度上の取扱を含めて今後引き続き検討する必要がある。
 - ・ 社会教育士の位置づけについて見直すことも含め、その社会的な認知や信頼性向

上につながるような方策を検討することが必要である。

- ・ 社会教育主事との関係については、社会教育主事は社会教育士を有する者から任用するものとして位置づけることが考えられる。
- ・ また、地域における社会教育の拠点である公民館の主事については、社会教育の高い専門性を有することが求められるため、公民館の主事についても社会教育士を有する者から任用するものとして位置づけることが考えられる。ただし、現状の職員配置を踏まえ、人事の柔軟性確保に配慮するため、まずは任命権者に自発的な取組を促すことも考えられる。
- ・ 講習・養成課程の内容を、従前の社会教育主事として任用されることを前提とするものから、社会教育に関する専門性を有し、幅広い分野で活躍できる実践力を有する社会教育士を養成していくために必要なものに見直すことが考えられる⁷。

(2)社会教育主事・社会教育委員の機能強化

- 社会教育士の制度的な位置づけの見直しと併せて、これまでも制度上の社会教育のけん引役であった社会教育主事や、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行い、教育委員会に助言する役割を果たしてきた社会教育委員についても、その機能を強化していくべきである。

(ア)社会教育主事

① 市町村の社会教育主事

- 市町村の社会教育主事は、教育委員会事務局に置かれる行政の専門職としての立場であり、社会教育に関する専門的な知識や技術を用いて、自治体における社会教育行政の企画・立案及び実践の推進全体を牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」としての役割が期待される。
- さらに、地域づくりや福祉、防災などの地域コミュニティに関する他の部署と連携・協働し、他部署の施策の推進に当たって、地域住民の認識の変容が促されるよう社会教育手法が組み込まれるように調整することで、当該施策の実効性をより高めることも期待される。

② 都道府県の社会教育主事

- 広域自治体である都道府県の社会教育主事は、都道府県全体の社会教育の振興の企画・立案を行うほか、基礎自治体である市町村が行う社会教育施策の水準の向上のため、都道府県内外における効果的な実践事例の収集や周知、域内における関係者に対する研修の実施、必要に応じた市町村への指導助言等により、管内の市町村における社会教育全体の質の向上に努めることが求められる。
- 特に、社会教育人材ネットワークの構築・運営に関しては、一定の広域性をもった取組とすることが効果的と考えられることから、都道府県が中心的な役割を担うことが適当と考えられる。

⁷ 具体的な科目の内容等に関する検討は専門家による検討に委ねる。

③ 配置促進に向けて必要な取組

- 社会教育主事は社会教育法上、「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置く」とされていながらその配置率は市町村で低下傾向にある。こうした状況を改善し、各自治体において社会教育主事が適切に配置されるよう、国においても、自治体に対して法律の趣旨を周知するとともに、社会教育主事が学校教育や首長部局との連携において中心的な役割を果たしている好事例、社会教育主事の任用上の工夫等を収集・周知するなど、その配置に係る有用性の理解増進を図る等の取組を進めることが必要である。
- 社会教育は、首長部局が所管する地域づくりや福祉、防災などの分野との関連性が高く、これらと一体的な推進を図る観点から、公民館等の管理を首長部局に移管するとともに、社会教育関連の事務の相当部分について首長部局に事務委任されていたり、首長部局が補助執行することとされていたりしている地方公共団体も見られる。このような場合でも、社会教育主事の教育委員会との併任発令が可能であり、これにより確実に配置することで、その専門性を活かして首長部局と教育委員会との連携を円滑に進めることが期待される。

(イ)社会教育委員

- 社会教育委員は、社会教育法⁸において社会教育について教育委員会に助言等を行う者として都道府県・市町村の教育委員会に置くことができるものとされており、令和6年度現在、全国で約1.8万人発令されている。しかし人材の固定化・高齢化のほか、自治体によっては教育基本計画への関与の度合いが低いなど役割が形骸化しているケースがあることや、(ア)で述べた通り、社会教育関連事務が首長部局に移管等されている場合の連携に課題がみられるケースもあることが指摘されている。
- 社会教育委員に新たに任命された者等に対しては、社会教育に関する施策の動向など、社会教育委員として必要となる知識等を得られるよう研修等を実施することが必要である。
- そのほか、例えば、委員自ら調査研究を行ったり、教育委員会に対して社会教育に関する意見を積極的に述べたりするなどの「行動する社会教育委員」などの事例もあるが、一部の自治体の取組にとどまっており、そうした取組が全国的に広まることが期待される。

⁸ 社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）
（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

- 委員の一部について公募制の導入や社会教育士の取得者の登用などの選任上の工夫や、委員による現場視察の実施や議論型委員会への転換などの運用上の改善の検討も必要である。
- 国においても、こうした優良事例について周知を図ることにより、各自治体における取組が進むよう支援していく必要がある。

(3)社会教育主事・社会教育士の養成の改善

- 社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、社会教育主事の養成を前提として検討された現在の講習及び養成課程の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

① 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等

(講習の科目構成等)

- 現行の講習内容については、例えば「社会教育経営論」に含まれる行政担当者の実務的な内容等のように、社会教育士にとっては学習の優先度が必ずしも高くないと考えられる内容もある。他方で、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」や「社会教育経営論」の上記以外の内容については、概して、社会教育主事だけでなく社会教育士にとっても必要なものと考えられる。
- 仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。さらに、社会教育士を取得する意義や、社会教育士の専門性に対する信頼を保つといった観点からは、単位数を減らすことに対して慎重であるべきとの意見も強いことや、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、総単位数は現行の8単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、参加の促進や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

(講習の役割と社会教育主事・社会教育士との関係)

- 講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身につけることにとどまらず、教える側と教えられる側という二分論ではなく共に学ぶといった教育観等を身につける場として、重要な役割を担ってきた。さらに、講習で受講生相互の関係を構築できることは、社会教育に携わる者同士が共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしていることに大きな意義がある。
- さらに、今後、社会教育主事を中核として社会教育士をはじめとする社会教育人材ネットワークにより社会教育を推進していくことも考慮すれば、社会教育主事の発

令予定者が、様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とし、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計としたうえで、新講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。

- 上記の制度設計を前提としながら、各科目の内容については、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための講習でもあることや、社会教育士の活躍支援が社会教育主事の業務の柱の一つとなること等を踏まえて見直しを行うこととする。併せて、現職研修等、発令後の資質向上のための仕組みの構築・発展や受講の利便性の向上等を図るほか、社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的な講習（(5)で後述）等を広く推奨することにより、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図ることとする。

(社会教育主事の研修)

- 社会教育主事の発令予定者にとって、講習・養成課程の修了はあくまで社会教育主事の出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待される。社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。
- 必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、自治体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の自治体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県の社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

(具体的な検討に当たっての方向性)

- 各科目の具体的内容の検討に当たっては、講習はグループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して、共に学ぶ教育観を身につけられる場であることを踏まえる必要がある。また、参加者が日々の職務等の実践を講習の機会に振り返り、実践の意義や課題について検討するなど、実践と省察の往還に資する演習等の要素の充実が図られることが望まれる。
- 社会教育主事や社会教育士には、II(2)で示した社会教育の特長が十分に発揮されるよう教育活動等を企画・実施することが求められる。これは、民主主義や住民自治の醸成、社会的包摂を推進し、多様性を認め合う共生社会の実現にもつながるものである。
- 社会教育主事や社会教育士に求められる能力として、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力が必要であることは、これまでと変わるものではないが、これらの能力を技術的な側面のみから捉えるのではなく、前述の社会教育の特性との関係や、社会教育主事や社会教育士が活躍する実際の場面等との

関係を踏まえて捉えることが重要である。

- 社会教育の役割についてはこれまで「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の三つの観点からとらえられてきた。このことは、社会教育が関わる領域が個人レベルから社会レベルまで多様な層を含んでいることを示している。社会教育人材を養成する科目の具体的な内容についても、例えば、「学びを促進する」、「学び合い・つながり合う協働的な場や集団をつくる」、「自律的・継続的な活動の仕組みをつくる」というような、多様な層の広がりや関係性等を踏まえて検討することが求められる。
- また、社会教育人材ネットワークに関する内容、社会教育士として活動する際にも関係が深い社会教育行政に関する内容、障害者や外国人等を含む誰もが参加できる生涯学習の推進をはじめとする共生社会の実現に関する内容等を重視すべきであることにも留意する必要がある。
- 今後、講習や社会教育士の位置づけを見直す際に、講習の呼称についても、例えば「社会教育講習」のように、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になる呼称とすることが適当である。

② 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し

(多様な者が受講しやすい環境の整備)

- 社会教育を行う者としては、従来の公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきたが、今後、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、地域とのつながりが深い民間企業等で社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍促進が期待される。
- 地域では自治会、民生委員、消防団等のほか、これらの主体を構成員とし、地域の暮らしを守る取組を行う地域運営組織（RMO）など、多様な主体が地域課題の解決に取り組んでおり、その活動は社会教育と密接に関わっている。
- こうした者が講習に参加しやすくなるよう、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境を整備することが必要である。
- 受講のしやすさの向上や社会教育人材の裾野を広げる上で、講習の科目と代替しうる研修等の大臣認定をさらに促進することが期待される。導入的講習（Ⅲ 1（5）参照）や社会教育に関連のある研修等のうち一定水準を満たすものについては、大臣認定学修として講習科目との代替の可否を検討することも考えられる。このほか、科目の単位数を細分化することにより、他の学修との単位互換や分割履修により柔軟に対応できるようにすることも考えられる。

(講習の受講資格の見直し)

- 社会教育人材を中核とした推進体制の充実を図るうえでは、多様な分野で活動する社会教育士を育成・確保していくことが不可欠である。この観点から、社会教育との親和性が高く、こうした趣旨に見合う、例えば民生委員や保護司の実務経験や地域運

営組織（RMO）の活動経験などの他分野における実務経験等を、新たな受講資格として認めることが考えられる。

- なお、より広く受講資格を認めていく観点から、一定の水準を満たす講習等を修了したことを新たな受講資格として追加すること等の可否について、現行の受講資格とのバランスを踏まえてさらに検討することも考えられる。

（社会教育に従事する者の講習の受講促進）

- 社会教育主事の発令に際しては、あらかじめ計画的に養成課程の修了者を採用したり、任用資格を有する者を専門職採用したりすることのほか、任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことなどが求められる。
- 社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割を担う者であることが期待されている。そのため、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習実施を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。
- また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者にとっては、受講した成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各自治体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。

③ 養成課程の見直しについて

（養成課程の見直しの基本的な方向性）

- 現在の養成課程は、実務経験を持たない学生が課程修了後に1年以上の実務経験を経て社会教育主事として任用されることを想定して構成されているが、今後、大学卒業直後から地域社会の多様な場で即戦力として活躍できる社会教育士を養成する課程でもあること等を踏まえて見直しを行う必要がある。その際、講習の見直しの方向性を踏まえて、社会教育主事・社会教育士共通の課程を基本的な枠組みとすることが適当と考えられる。
- 今後の養成課程は、実践力の向上を図るとともに、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の担い手を育成できるよう、地域における実習等を通じて、学生の地域活動に対する興味・関心を高めたり、地域資源を発見・活用する視点を持ったりするようなものとなることが期待される。そのため、養成に係る地域との連携・協力関係を構築していくことが重要である。
- また、学校と地域の連携・協働の重要性が高まる状況を踏まえれば、将来教員となる学生が社会教育士の専門性を身に付けることも期待され、教員免許制度の見直しの一環で教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教職課程としっかりと連携していくことが重要である。
- 社会教育士を有する教員の増加は、総合的な学習・探究の時間の充実や地域学校協

働活動が進むだけでなく、社会教育主事の確保や配置率向上にも資すると考えられる。

(科目構成等の見直し)

- 養成課程の科目構成は、社会教育士に求められる能力・専門性との関連性や想定される活動分野等を踏まえて見直すとともに、単位の実質化を図りながら、単位数を精選する必要がある。同時に、学生が自らの大学での専門分野の学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直し、社会教育士としての専門性として発揮できるよう、科目間の関連性を一層重視する必要がある。
- 講習科目同様、「生涯学習概論」「生涯学習支援論」「社会教育経営論」は、社会教育士となる上でも共通して必要な内容であり、大枠においては現在の枠組みを基本とするが、社会教育主事のみならず社会教育士の養成の観点から、どのような内容をより重視していくべきか、各科目の具体的内容については、今後、新講習の内容と併せて検討していく必要がある。
- 「社会教育実習」(必修)については、実践と省察の往還を通じて高い実践力を身に付け、社会教育を通じた地域課題の解決につながる確かな学びとなるよう、事前・事後学習等の時間を十分に確保し、省察としての振り返りの機会を充実するため、単位数を1単位から2単位へ増やすなど、内容を見直すこととする。
- また、各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、学びの振り返りや総括、グループ討議や事例研究等を通じて、学生同士が知識や経験を共有し、大学での学修内容を活かして、学生が実際に学びの場づくりや地域づくり等を企画できる実践力を育成する「社会教育総合実践演習(仮称)」を必修科目として新設することが考えられる。
- 「社会教育総合実践演習(仮称)」の内容を踏まえると、2単位程度の学修が必要と考えられる。一方で、選択必修科目において総括的な演習を行う大学があることも考慮し、「社会教育総合実践演習(仮称)」を2単位又は1単位、選択必修科目を2単位又は3単位として、これらの合計単位数を4単位程度とすることが考えられる。
- 「社会教育特講」は、社会教育主事として幅広い社会教育の活動領域や様々な現代的課題について理解できるように幅広い科目を設定可能なものとして設けられていたものである。一方、社会教育士は、自らの職業や取り組む地域活動に関連した専門性を活かした活動を行うことが主として想定される。それぞれの専門性を活かせる社会教育士を養成するためにも、「社会教育特講」について、学生が自らの専門分野と関連性が高い科目に集中して取り組むこともできるように、単位数を調整することが考えられる。今後、「社会教育実習」の見直しにおいて事前・事後学習等を充実することにより、実習先に関連した現代的課題や他分野との関わりなどを実践的に学ぶことができるようになることや、「社会教育総合実践演習(仮称)」において、「社会教育特講」を含む各科目の学びを振り返り、他学生との知識・経験を共有できることで様々な現代的課題に対する理解を深められることから、学生等の負担も考慮し、

「社会教育特講」の単位数を8単位から4単位程度へ縮減することが適当と考えられる。

- 養成課程の総単位数は、現行より2単位少ない22単位程度を想定し、今後、具体的内容について引き続き検討することとする。その際、各大学がそれぞれの実情に応じて履修年次や内容について柔軟な開設ができるものとなるよう留意すべきである。

④ 今後さらに検討が求められる課題

- 上記の講習・養成課程に関する基本的な方向性を踏まえ、今後は各科目の具体的内容、単位数、受講資格の見直し等について更なる検討を進める必要がある。また、これからの社会教育人材に求められる各科目の趣旨や内容を踏まえ、科目名称を見直すことも考えられる。
- 社会教育士の取得促進と多様な人材の参画拡大の観点から、講習受講前の学習歴や地域活動、社会教育に関する実務経験等の適切な評価の在り方について検討することも期待される。その際、講習が社会人として一定の経験がある者を対象に体系的に編成されていることを踏まえ、講習の質の確保や学修成果の担保との両立に十分留意する必要がある。
- 今回の社会教育主事・社会教育士の養成の見直しを受け、まずは、社会教育人材の裾野が広がるとともに、継続的な研修や社会教育人材ネットワークの整備等により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備える人材を大学院で養成し、認証する制度について将来的に検討することも考えられる。

(4)社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

(継続的な研修の機会等の必要性)

- 講習や養成課程の修了は社会教育主事・社会教育士としての出発点であり、その後も現職研修や実務経験を通じて継続的に資質向上を図ることが期待される。事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりしながら、自らの実践を省察する重要な機会であることに加え、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。
- 社会教育の裾野を広げていくに当たっては、様々な分野において社会教育人材が増加することと並んで、彼らの活動の質を高めたり、幅を広げたりしていける環境を整えることが重要である。
- 都道府県や社会教育関係団体等による、既存の研修の機会は多く存在すると考えられることから、各都道府県において、まずはこれらを把握し、体系的に整理した上で、関係者が受講しやすいよう情報提供することが重要である。

(社会教育人材ネットワークの構築等)

- 社会教育人材が、継続的な学びの機会を得たり、相互に活動に関する情報を共有し

たり、連携・協力を図れる相手と知り合えたりするような、相互につながりあえる社会教育人材ネットワークが必要である。

- 社会教育人材ネットワークの構築・運営及び活性化は、社会教育人材を通じた社会教育の振興を図ることに他ならず、各自治体において社会教育行政の一環として取り組まれることが必要である。また、その構築に向け、一定の広域性と規模を持つことが多様な取組に関する情報共有を図り、相互の資質向上や活躍の場の拡充に資するものとするうえで有効であることから、都道府県等が中心的な役割を担うことが適当である。
- その際、地域に存在する社会教育士の実態が網羅的には把握されていないという課題があることから、幅広いネットワークの構築に当たって都道府県等を中心とした情報の集約・集積等が必要である。
- 社会教育人材ネットワークにおいては、単に社会教育士の名簿等を管理するだけではなく、社会教育士の資質の向上はもとより、社会教育士同士のつながりを維持するためにも広域的な研修の機会を継続的に提供していくことが重要である。なお、講習の実施機関である大学や養成課程を置く大学が、都道府県と連携して修了者向けの継続的な研修等の機会を提供する役割を担っていくことも考えられる。
- 社会教育人材のネットワークは、都道府県単位のものの他にも全国規模、地域単位、同窓会型、関心分野別等、その機能に応じて複層的につながり、情報交換、交流、研修等を行うことが考えられる。さらに、そうしたネットワーク同士が、広域的に社会教育人材が緩くつながる場であることも、活動の支援につながるものと考えられる。
- 社会教育人材の活躍の促進を図っていくためには、こうしたネットワークによる情報提供やつながりづくりだけでなく、都道府県や市町村が、社会教育士等による自主的な活動をその範囲等に応じて適切に支援していくことも求められる。
- 国は、社会教育人材ネットワークに関する取組を始め、社会教育の振興に関する自治体における取組を支援するため、定期的なオンライン会議や研修会等の開催を通じて都道府県等の社会教育主事との連携を強化することも重要である。

(社会教育人材の活躍の場の拡大)

- 社会教育士の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいえるべき重要な課題である。特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行ったり、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士を取得することが強く望まれるところであり、行政においても例えば、社会教育士を有する場合には公民館主事の採用や処遇等において一定の優遇措置を設けることも望まれる。
- 公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画を通じて、住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は極めて有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の

配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が、自治体による社会教育行政の主導により進むことが期待される。

(5)社会教育の裾野を広げるための方策

- 社会教育の特長や基礎を手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。その実施に当たっては、受講者の負担軽減を考慮し、短期間・オンラインによる履修が可能なプログラムとすること等の工夫も考えられる。
- 導入的講習としては、例えば、各地で展開されている社会教育に関する入門的な研修や、多様な領域で行われている社会教育に関する研修等が想定される。実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している自治体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの自治体における取組を促進することが重要である。
- また、各地域の大学や教育委員会が実施する際に、各実施機関の特色に応じた強みを出すことができると、全国各地で多様な人材を輩出することにつながることを期待される。
- 導入的講習の受講を促進するため、動機づけの一つとして、一定の水準を満たす講習については、講習の科目との代替の可否について検討することも考えられる。全体的な制度との関係も考慮する必要があり、具体的な制度設計についてはさらに検討を進める必要がある。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

(1)社会教育施設・団体等

① 公民館

（求められる役割）

- 公民館は地域における社会教育の中心となるべき施設であり、近隣の図書館や博物館等と緊密に連携・協働し、それぞれの社会教育施設の強みを生かしながら、一体となって地域における社会教育の振興を図っていくことが望まれる。
- 公民館の運営に際しては、今後の社会教育の在り方を踏まえ、地域住民にとって敷居が低く、だれもがフラットに関われるような、いわば「地域の縁側」として、多様な主体が混ざり合う場となることを目指していくことが望まれる。
- こうした観点に加えて、地域を将来担っていく子供・若者にとって公民館が身近な存在となることの重要性を踏まえれば、例えば、これまでの利用者の多くが成人や高齢者であったものから、子供・若者向けのスペースを設けて放課後や休日の居場所としての機能を強化したり、デジタル環境を整備したりする等、子供や若者にとっても

魅力的で利用しやすい環境づくりを進めていくことが求められる。さらに、その結果、子供から高齢者まで多世代の居場所となり、公民館を拠点にして地域の多世代の交流が促進されるようにしていくことも、上記の観点に照らして重要である。

- また、従来の館内で行われていた講座のように「集めて学ばせる」という発想だけでなく、「集まっているところに学びを醸成する」という発想に立ち、例えば民間商業施設等に出向いて行う講座を企画してみるなど、取組の幅を広げていくことも重要である。
- 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人が、地域の一員として他の地域住民とともに様々な活動に参画できるようにするため、支援や交流を充実していく場としての役割が期待されている。例えば、障害者スポーツの体験活動を公民館で実施することで、こうした活動の地域展開を促進するなど、今後の公民館は、共生社会の実現に資する社会教育の実践の拠点として、その機能を充実させていくことが重要である。
- 社会や産業構造の変化が激しい今の時代においては、リ・スキリングも含めたりカレント教育の重要性が高まっている。社会人になってからも学びを継続する上では、学習の習慣があることや共に学ぶ仲間がいることも重要であり、公民館等の社会教育施設での学習活動等への参画は、必要なスキルを学ぶ機会を得るということだけでなく、そうした観点からも重要である。

(運営体制の充実)

- 公民館が前述の役割を果たしていくためには、そこに配置される職員に社会教育人材としての高い専門性が求められる。そのため、公民館主事に社会教育士を任用することを促進することなどにより、各公民館への社会教育人材の配置を促進していくべきである。また、一部の自治体では、公民館について指定管理者制度を導入しているところもあるが、その場合には、指定管理者が雇用する担当職員についても同様に社会教育士であることが望まれる。また、例えば、地方自治体職員の中で社会教育士である者については、その専門性を生かすために公民館で働くことができるようにしたり、あるいは、公民館で社会教育士としての専門性を活かして働くことを希望する者には、複数の公民館での経験を積めるような人事上の配慮をすることで専門性を一層高められるようにしたりするなどの人事上の配慮も望まれる。
- 公民館を地域課題の解決や多様な学び・交流の拠点として充実させていくため、公民館運営審議会において、各種事業の企画・実施について審議のみならず、例えば、住民ニーズや地域の実情を踏まえた運営方針の審議や事業評価・改善を行うことなどにより、公民館運営の質の向上を支えることが期待される。
- 公民館における民間企業との連携に関しては、公民館における営利事業を禁ずる現行規定を過度に厳しく解釈し、連携に消極的になっている場合が見受けられるとの指摘がある。このため、実際の事業や連携の目的や内容を踏まえながら、地域の実情等に応じて実施の可否を適切に判断できるようにすることも含め、必要な事業や連携を円滑かつ柔軟に行えるようにするための方策を検討するべきである。

- さらに、社会教育施設と他の公共施設との複合化は、既存の社会教育施設がその地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしていることを十分に考慮する必要があるものの、効率的な財政運営や利便性向上の観点とともに、多様な人が集うことを促進する上で有効な手法の一つと考えられる。
- 公民館の貸館機能は、住民の主体的な活動の場が各地域で保障されているという点で有意義なものであり、公民館の重要な役割の一つとして引き続き維持していく必要がある。ただし、貸館業務はあくまで公民館機能の一部であり、それだけに偏ることなく、多様な主体がつながり、混ざり合うことで、さらに地域課題の解決に向けた新たな学びや取組へとつながっていくよう支援するという、公民館の本来の役割を重視した運営が求められる。

② 青少年教育施設

(求められる役割)

- デジタル化の進展や少子化、人間関係の希薄化は、子供の直接的な体験活動の機会の減少をもたらしており、地域で子供を育てる環境を整備する観点から、学校教育以外にも、多様性のある豊かな体験活動の機会の充実が必要である。そのような中、良質な体験活動機会を青少年に提供する青少年教育施設の重要性はますます高まっている。
- 体験活動は、幼児期から身近な生活環境・自然環境を楽しむ活動を推進するなど、発達段階に応じて適切な活動に参加することが重要である。特に、集団での野外活動や宿泊研修などの体験活動では、他の人と協力し合って課題を解決していく力、ひいては人生を生き抜く力を養うことにもつながると考えられる。そのため、青少年教育のナショナルセンターである国立青少年教育振興機構には、それぞれの発達段階にふさわしい体験活動のプログラムの開発や普及が期待される。
- その際、子供の生活においてもデジタルが不可欠なものとなっていることを踏まえ、体験活動においてデジタルを一時的に排除するのではなく、むしろデジタル技術（間接・疑似体験）も併用することで、直接体験とデジタル技術の相乗効果により、高い教育効果を発揮しうる体験活動プログラムの開発についても、国立青少年教育振興機構において先駆的な取組を進めることが期待される。
- 各青少年教育施設においては、自然体験等の非日常の体験に加えて、近隣の放課後子供教室や児童館などと連携して身近な環境における体験活動と効果的に組み合わせ、体験活動が子供にとって身近なものとなるよう推進していくことが求められる。
- また、各青少年教育施設においては、大人が考えた体験プログラムを子供に提供するだけでなく、青少年自身が自由にやりたいことを考え、自ら実施できるような機会を提供したり、青少年にとっての居場所としての役割を担ったりすることも考えられる。

(運営体制の充実)

- 各青少年教育施設は、従来の運営にとらわれない柔軟で創意工夫に富んだ運営を進められるよう、例えば NPO、民間企業、大学、地域団体等との連携・協働を積極的に進め、多様なプログラム開発や人材交流を促進したり、民間事業者のノウハウを生かした共同事業を実施したりすること等が考えられる。これらの取組を効果的に進めるため、社会教育の専門的知識を有する社会教育士を積極的に配置することが望ましい。
- 各青少年教育施設において、青少年を対象にした社会教育事業を企画・運営するに当たっては、青少年の視点や意見を尊重するとともに、意見表明と多様な社会的活動への参画の機会を確保することが必要である。また、青少年の教育・支援に携わる指導者の質の向上の観点からも、青少年を権利の主体として捉え、その視点や意見を尊重し、対話を重ねながらともに進めていくという姿勢を持つことが求められる。
- 青少年教育に活用できる様々な施設や資源は各地域に存在しており、各施設同士が連携・協働を進めることに加えて、社会教育士がそれらを連携させる役割を担うことで、更なる有効活用につながることを期待される。
- 体験活動は、自然体験、社会体験、文化的体験などを通じて子供たちの非認知能力の向上にも資するものである。こうした体験活動が担う重要な役割に鑑み、青少年教育が未来に向けてどのようにあるべきかについて、さらに議論を深める必要がある。

③ 図書館

(求められる役割)

- 社会教育施設である図書館は、「本を借りる場所」とどまらず、子供や若者、大人、高齢者、障害者、外国人など、多様な人が安心して集い、学び合い、つながることのできる地域の拠点としての役割を強めるべきである。
- 児童・生徒の発達段階を考慮すると、小学校低学年は五感を通じた実体験が重要であり、デジタル化が進展する中、紙の本と触れる機会を創出することはますます重要となる。
- 読書の重要性は広く認識されながらも、いわゆる「不読率」(1か月に1冊も本を読まない人の割合)は上昇、あるいは高止まりが指摘されており、社会全体で読書活動を推進する必要がある。子供の頃の読書を通じた楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながるとともに、将来、その体験を子供たちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待される。
- 図書館が、その教育的な機能を果たすためには、読書活動に加え、対話や交流、地域課題の共有などの機能を充実させるなど、地域住民の孤立を防ぎ、共生社会を支える「開かれた公共空間」として再構築していくことが求められる。
- 図書館は館内サービスの充実に加え、地域に出向いて情報収集・提供を行うアウトリーチ活動を積極的に展開することが重要である。例えば、学校や社会福祉施設、子育て支援施設、商業施設などへ出向いた読書活動や学習支援等を通じて、図書館を利

用しにくい人々にも学びや情報へのアクセスを保障し、地域全体の学びを支えることが求められる。

- 多様な住民が等しく図書館サービスを利用できるよう、アクセシブルな資料・設備の整備や多言語資料の充実、外国語・やさしい日本語の活用等のユニバーサルアクセスの実現に向けた取組を進めることが求められる。

(運営体制の充実)

- 図書館は、学校や公民館等の社会教育施設、社会福祉施設、子育て支援施設、大学、書店、出版社、民間団体等との連携を一層推進し、地域に根ざした読書環境を醸成に取り組むことが求められる。また、子供の読書活動の推進や探究的な学びを支えるため、学校図書館との連携・協働を一層充実させることが重要である。
- 図書館が「地域の知の拠点」としての役割を十分に果たすためには、司書をはじめとする職員の専門性の向上が不可欠である。そのため、継続的な研修機会の充実を図るとともに、司書による社会教育士の取得を奨励したり、社会教育人材ネットワークを活用したりするなど、地域課題の解決や多様な主体との連携をコーディネートできる体制を整備していくことが望まれる。また、読書推進人材等の社会教育人材が参画することにより多面的な支援が可能となることから、そうした人材の活用を進めることが望まれる。
- 子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭においても読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働きかけることが重要である。家庭における読書活動に関しては、多様な子供がおり、多様な家庭状況があることに配慮し、図書館、学校、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、状況に応じ、必要な支援を行い、社会全体で支えていく必要がある。また、本に触れる機会を幼児期から増やしていくためには、絵本専門士を含む読書推進人材等の活用が有効である。
- 図書館においては、子供・若者が自習できる学習スペースや多様な閲覧スペースなどの整備、子供・若者の読書に対する興味や関心を引き出すような各種イベントやサービスの充実などを通じて、子供の読書活動の推進を図ることが期待される。
- 図書館の運営に当たっては、資料の収集・整理・保存の充実に加え、地域住民の学習成果の発表や対話、交流、協働を生み出す場としての機能を強化するとともに、図書館協議会等を活用しながら、住民ニーズや地域課題を踏まえた運営方針の検討や事業評価を行い、図書館サービスの質の向上につなげていくことが期待される。

④ 博物館

- 博物館は、資料の収集・保管・展示・調査研究を通じて多様な人々に学びの機会を提供するとともに、市民同士の交流や対話、市民による創造的活動を促し、地域への理解や愛着を深める場としての役割が期待される。
- さらに、福祉や健康、教育や産業といった他分野との連携により、地域の活性化、文化観光やまちづくり、様々な社会的課題の解決などに資する開かれた拠点として

の役割を果たしていくことが求められる。

⑤ 社会体育施設

- 社会体育施設は、人生 100 年時代において、地域住民が健康で活躍できる素地となりえ、気軽にスポーツに親しめる場であるとともに、地域の多様な人々が集い、交流する場、また地域の防災拠点として重要な役割が期待される。
- 社会体育施設の整備に当たっては、地域住民のスポーツの機会を確保するとともに既存の施設の老朽化や気候変動等に対応するため、学校施設や他の公共施設との複合化・集約化、屋内化、管理の外部化等が求められており、少子高齢化等の社会変化の中でも持続可能な地域におけるスポーツ環境を確保することが重要である。

⑥ 社会教育関係団体等

- 社会教育関係団体は、それぞれの団体の設立の目的に従って組織的な教育活動を展開し、人々の成長を支える学びの機会を提供してきており、今後もその役割を果たしていくことが期待される。他方で、団体の運営に携わる者の高齢化に伴う後継者不足や参加メンバーの固定化など、運営上の課題を抱えている団体もみられる。
- こうした状況を踏まえると、例えば、PTA や子ども会などの子供にかかわる社会教育関係団体については「子供を中心に関係者がつながる会」と捉え、運営方法の透明性を確保するとともに、各教育委員会との連携を強化し、地域学校協働活動⁹への参画を進めるほか、子ども会については若者のボランティアの協力による保護者の運営業務の負担軽減等を通じ、活動の活性化を図ることが考えられる。
- 家庭教育支援については、地域において主体的に家庭教育支援を担う家庭教育支援チーム等によって担われており、これまで文部科学省においても登録制度による支援等を行ってきた。今後、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化等を背景とした子育て世帯の孤立などの現状に鑑み、不安や悩みのある家庭への支援にとどまらず、社会教育の枠組みを通じて、学校教育はもとより、福祉・地域づくり等の幅広い他分野との連携を進めていくことが必要である。

(2) 社会教育と連携してきた施設・団体等

① 学校

- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校の努力だけで対応することは限界を迎えている中、地域と学校が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の必要性が高まっている。
- その基盤であり中核となるコミュニティ・スクール¹⁰は、平成 29 年に学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となって以降、着実に増加し、令和 7 年 5 月現在、

⁹ 地域学校協働活動とは、放課後子供教室、登下校の見守り活動や学校支援ボランティア等、社会教育法第 5 条第 2 項に規定する地域と学校が連携・協働して行う様々な活動のことである。

¹⁰ コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づく学校運営協議会を置く学校をいう。学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。平成 29 年 3 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

公立学校の64.9%（22,009校）に導入されている。その一方で、地域間や学校種間で導入率に差が生じているという課題がある。また、形式的な会議運営等により制度趣旨が十分に実現できていないケースもあるとの指摘がある。そのため、国においては、実態を把握の上、自治体と協力して導入促進と運営の実効性向上の両面から戦略的に取組を進めていくことが求められる。

- 地域と学校が協働して行う活動は、次世代の担い手となる子供たちにとって、地域・社会との多様で豊かな関わりや体験・経験を通して大きな学びや成長が得られるものであるだけでなく、地域にとっても、次世代の担い手の育成や地域コミュニティの活性化につながるものとしての意義も大きい。このため、各自治体においては、多様な地域学校協働活動をより一層推進し、コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、地域と学校の連携・協働体制を強化していくことが必要である。
- また、児童生徒の多様性が進む中、学校がそれらの多様性を包摂していく必要性が高まっていることから、教育と福祉が連携し、様々な状況にある地域の人々と関わる中で、多様な価値観に触れる機会や、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、地域福祉を学ぶ機会等を学校教育や地域学校協働活動の場で設けることなどにより、子供の頃から「共に生きる力」を育む教育を推進することが期待できる。
- 地域と学校の連携・協働体制の構築にあたって、地域住民と学校関係者との連絡調整や地域学校協働活動のコーディネートを担う地域学校協働活動推進員は、取組を持続可能なものとする上で重要な役割を果たすものであり、各自治体においてその配置をさらに進めることが求められる。
- 地域学校協働活動推進員には、継続的に多様な地域学校協働活動をコーディネートすることや、地域と学校の実情を踏まえた連携・協働関係を構築することが求められることから、取組の質向上を図るための継続的な研修の実施など、教育委員会による伴走支援が必要である。また、地域学校協働活動推進員の充実した活動が展開されるよう、国及び自治体において必要な支援を行うことが必要である。
- また、地域との関わりを含む多様な体験や経験は、子供たちの興味・関心や問題意識を生み出す基盤となるものであり、その重要性は増している一方、学校外の体験機会について、家庭の経済状況による格差が生じているという調査結果もある。学校教育の中だけで対応できる範囲には限界があり、放課後や長期休業期間等において、全ての子供に対し、多様で質の高い学びや体験が得られる環境を整備する必要がある。その際、学校運営協議会制度を活用するなどして、学校の教育課程における活動との連携を図りながら、子供の興味・関心に応じた探究活動等の取組を行うなど、放課後等の活動の高度化・充実を図ることも重要である。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校教育と社会教育の連携による教育の充実に資するだけでなく、人々が社会教育と出会い、社会教育に参加するきっかけとして有用である。
- 一方で、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等の高齢化や固定化なども指摘されており、大学生等の若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる工

夫をすること等により、持続性を高めることが必要と考えられる。

- 現在取組が進められている学校部活動の地域展開等を踏まえ、地域においては、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが求められる。そのため、各自治体では、幅広い関係者との連携・協働の下、主に公立中学校等を対象として、部活動の地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施し、生徒の活動機会が地域において確保できるよう努める必要がある。その際、希望する教師等の兼職兼業による指導や、学校施設等の有効活用、必要な情報共有など、学校との連携が求められる。また、学校段階のみに限らず、幼少期から子育て・働き盛り期も含め、ライフステージに応じて運動・スポーツに親しむことができる環境づくりも重要である。

② 高等教育機関

- 大学等の高等教育機関は、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などの役割を果たしていくことが期待される。
- また、大学は、研究活動や学生の実習等の一環として様々な地域に関わることができる主体であるため、広域にわたって人材活用ニーズに対応した貢献も期待される。
- 一方、講習等の実施主体である大学において、外部資金の獲得に結び付きづらいとの考えから、社会教育に関する講座を廃止するなどの状況が見られる。しかし、社会教育人材養成の重要性や、社会教育分野における地元自治体や地域の関係機関等との連携は大学の地域貢献としての意義も大きいことに鑑み、社会教育を専門的に学べる環境や社会教育人材を養成する体制の担保など、必要な社会教育の教育研究体制の維持・充実が望まれる。
- 折しも、現在、教員養成課程の在り方の見直しに向けた審議が進められていることを踏まえ、教員を志す学生が身に付けることが求められる「強み」や「専門性」の重要な柱の一つとして、社会教育が位置づけられるよう、各大学において教員養成課程と社会教育主事・社会教育士の養成課程の連携を進めることも重要である。
- また、社会課題の解決に向けた社会教育の有用性などについて高等教育機関と行政が連携して研究したり、その成果の普及を図ったりすることで、社会教育の意義に対する正当な評価を得られるよう努めることも重要である。

③ 地域運営組織(RMO)

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、地域社会における生活支援機能や共助機能の低下が課題となる中、地域住民が主体となって課題解決に取り組む体制の構築が一層求められている。このような状況において、RMOは、地域課題の把握・共有を行う協議機能と、それを具体的な活動として実施する実行機能を併せ持つ枠組みとして、地域づくりの基盤を担う重要な存在である。RMOは、公民館活動を基盤として発展した団体や、地区公民館、図書館等の自治体所有施設を活動拠点とする団体が一定数存

在しており、構成団体を見ると、RMO の約 4 割に PTA、約 3 割に子ども会が参加しているなど、社会教育と密接な関係を有している。また、RMO の中には、自ら社会教育活動を実践し、新たな地域の担い手の育成に取り組んでいる団体も存在する。今後、RMO の活動をさらに持続的かつ発展的なものとするためには、単に組織を整備するのみならず、住民の主体性や当事者意識を高め、参画を促す取組が不可欠である。

- 社会教育は、学びと対話、協働的な活動を通じて人と人とのつながりを育み、地域課題を自分事として捉える意識や行動を引き出す機能を有している。このため、社会教育の視点や手法を RMO の活動に取り入れることで、住民の認識や態度の変容を促し、地域課題の解決に向けた主体的かつ継続的な活動を生み出すことが期待される。特に、合意形成やファシリテーションといった社会教育を展開する際に用いられるスキルは、多様な主体が参画する RMO の運営において、RMO が設立された後の地域課題や住民ニーズなどの変化を察知し、活動内容や組織運営に反映することにより、「地域の実情に合った地域づくり」(柔軟な最適化)を進めていくうえでも不可欠な要素である。
- また、社会教育人材(社会教育士等)が RMO の活動に参画し、住民同士の対話や学び合いの場をコーディネートすることにより、地域内における信頼関係や協働関係の構築が促進されることが重要である。このように、社会教育人材の育成と活躍の機会の確保の連携を進めることにより、地域の実践を担う人材が社会教育の専門性を身に付け、再び地域活動に還元することを通じてより多くの者に社会教育の有効性の認知と手法の理解が広がり、地域活動に携わる者の資質の向上が図られるというような、人材の育成と活用の循環が形成されることが期待される。
- さらに、RMO は、学校、社会教育施設、福祉団体、民間企業等と連携し、社会教育で学んだ内容を活かして地域の課題解決を行う、学びの「実践の場」としての特性を有している。こうした特性を踏まえると、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、公民館等の社会教育施設等との一体的な取組や密接な連携を図ることにより、地域内において、育成から実践、地域への定着に至る人材の循環を育むことが可能となると考えられる。また、こうした循環の中で生まれる地域における他者とのかかわりや対話は、子供や若者にとって、地域への理解を促進するとともに、様々な地域住民とのつながりを構築するきっかけになり、地域のイメージを向上させる効果もある。このように、子供から高齢者まで多世代が関わる学びと実践の機会が創出されることにより、地域づくりの将来における担い手育成にも資する環境の構築が期待される。
- RMO と社会教育は、それぞれが地域づくりにおいて重要な役割を担うものであるが、両者を連携・一体的に推進することにより、地域コミュニティの基盤をより強固なものとするのが可能となる。そのため、社会教育の視点を取り入れた RMO の形成・運営を推進するなど、地域住民の主体的な参画を支える基盤の整備を図ることが重要である。具体的には、既に事例も多くみられるが、地域の学びと交流の拠点とし

て長年にわたり地域に根ざしてきた公民館の活動を RMO へと発展させる取組をさらに推奨することや、既存の RMO に「教育部会」を設置すること等により社会教育機能の充実・拡大を図ること、RMO と社会教育が別の団体で実施されている場合は組織を統合するなど、地域の自主性にも配慮しつつ、双方向の連携を一層強化することが求められる。

④ 地域とのつながりのある活動等を行っている NPO 法人・民間企業等

- 地域における社会教育の担い手としては、地域づくり活動の分野などで広がりを見せている NPO 法人（特定非営利活動法人）等の関係団体も挙げられる。こうした NPO 法人等の活動の中には、ウェルビーイングの重要な要素である社会的な良好な状態の実現に資するものも多い。こうした団体の目的や理念等が尊重されるべきことは言うまでもないが、その専門性の高さや行政サービスが届かない分野における丁寧な取組により、行政との相互補完の役割を果たしていることも踏まえた上で、これまで以上に連携を強化していく必要がある。
- 地域に関連する NPO 法人等の担当者等による社会教育士の取得を促進することは、社会教育行政との連携を強化したり、他の社会教育士とのネットワークを強化したりすることにつながり、活動の質的・量的な充実に資することが期待される。
- 一方で、行政と連携する場面等において、「NPO 法人は無報酬のボランティア団体である」との誤解がみられるとの指摘もあるが、その専門性を適切に評価し、活動を持続するためにも適正な対価を得ることが必要であるという認識が広まっていくことが重要である。
- NPO 法人等が継続的に人材を確保・育成していくためにも、行政からの業務の受託や協定の締結を行う際に、NPO 法人等の人件費や運営費が適切に積算されるようにすることなど、活動の持続に資する対応を、個々の地域ごとの実情に応じた適切な形で実施していくことが求められる。
- また、NPO 法人等の関係団体と、行政・企業・支援者の間に立ち、情報・資金・人材・場所などの資源を仲介・提供し、活動の円滑化や団体の育成を支援する「中間支援機能」やその役割を果たす「中間支援組織」も、NPO 法人等の活動を円滑かつ持続的に行えるようにする上で極めて重要である。

(3) 今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

① 首長部局(地域づくり、福祉、防災、多文化共生等)

- 地域づくり、福祉、防災、多文化共生等の分野においては、地域住民同士のつながりや相互理解、主体的な参画が施策の実効性を左右する重要な要素となっている。そのため、首長部局が進める各種施策についても、社会教育の視点を取り入れながら推進していくことが重要である。
- 例えば、地域づくりの分野においても、住民が地域課題を自分事として捉え、多様な主体と協働しながら活動することが求められている。こうした取組を進める上では、地域住民の主体性や当事者意識を育む社会教育の役割が重要となる。

- また、福祉分野においても、高齢者や障害者、外国人等を含む多様な住民が地域社会とのつながりを持ち続けるためには、交流や学びの機会を充実させていくことが重要である。さらに、防災分野においては、平時からの地域住民同士の関係づくりや学び合いが、災害時の共助体制の基盤となる。
- 特に、地方では、若者の都市部への流出が課題であることから、地方自治体の産業振興部局と社会教育の担当部局が連携して、子供や若者が地域の企業やそこで働く人々と関わることを通じて、地域産業に関する理解を深めたり、地域への愛着や誇りを持てるようにしたりすることにより、若い世代の地元への定着を促し、地域社会の担い手を増やしていくことにつながると考えられる。
- また、文化、スポーツの分野の事務については、首長部局が所管していることもあるが、その取組が社会教育の要素を持っていたり、活動の場として公民館等の社会教育施設が利用されたりすることも想定される。こうした関連性も踏まえ、教育委員会と首長部局において、より充実した取組の実現に向けた連携・協力を行うことが重要となる。
- こうしたことを踏まえれば、教育委員会と首長部局が連携し、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材が、各分野の施策形成や実践の場に積極的に関わることを通じて、地域コミュニティを基盤とした施策の推進を図ることが期待される。そのためにも、社会教育主事や社会教育士等の社会教育人材の配置を促進することが重要となる。

② 社会福祉法人等

- 人口減少や高齢化が進行する中、社会福祉法人をはじめとする地域課題に密着した活動を継続的に行っている団体は、持続可能な地域コミュニティの形成においてその役割が増しており、地域住民の日常生活を支える重要な主体の一つとなっている。
- 社会福祉法人等は、高齢者、障害者、生活困窮者等が地域社会の一員として自立した日常生活を営むために必要な健康増進等に関する支援だけでなく、地域共生社会の実現に向けた公益的な取組の一環として、地域住民との交流や居場所づくり、学びの機会の提供等を通じて、地域コミュニティの形成に貢献していくことが期待されている。
- 例えば、障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等においては、障害者の余暇や生涯学習の支援のために、公民館等の社会教育施設と連携し、社会教育を通じた共生社会に向けた学びの機会の充実に貢献していくことが期待されている。
- このため、こうした団体等と地域の社会教育施設、社会福祉協議会、NPO、自治体等が連携・協働し、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することで、多様な住民が支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現につながることが期待される。

③ 上記以外の NPO 法人・民間企業

- 地域社会における課題が多様化・複雑化していること等を踏まえれば、これまで社会教育との関わりが必ずしも強くなかった NPO 法人や民間企業についても、地域コミュニティを支え、地域に対する誇りを育む新たな担い手となっていくことが期待される。特に、地域住民との接点を有する企業や、多様な社会課題に取り組む NPO 法人等が、社会教育の視点を取り入れながら活動を展開することにより、人と人とのつながりづくりや地域課題の解決につながることを期待される。
- 民間企業においては、地域貢献活動や CSR¹¹活動にとどまらず、事業活動そのものを通じて地域社会と関わる CSV¹²活動が広がっている。例えば、商業施設、金融機関、交通事業者、通信事業者をはじめとした多様な民間事業者等、地域住民の日常生活と密接に関わる主体が、学びや交流の場づくりといった地域活動に社会教育の一環として取り組むことは、そうした活動の質を高めることに加え、働く世代や若い世代に対する社会教育の裾野を広げる観点からも重要である。
- また、NPO 法人や民間企業は、行政とは異なる柔軟性や専門性、機動力を有しており、地域課題に対して先駆的・実践的な取組を展開している例も多い。こうした主体と社会教育の関係者や関係機関等が連携・協働することで、多様な住民の参画を促し、地域における新たな学びや活動の機会を創出していくことが期待される。
- その際、社会教育士をはじめとする社会教育人材が、NPO 法人や民間企業と地域住民、行政等との橋渡し役となり、多様な主体による協働を支えていくことが重要である。

¹¹ CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) とは、企業が法令遵守や利益の追求にとどまらず、環境保全、人権尊重、地域貢献、適正な労働慣行などに配慮しながら、社会の持続可能な発展に貢献する責任を果たす考え方をいう

¹² CSV (Creating Shared Value : 共通価値の創造) **とは、企業が社会課題の解決に取り組むことを通じて、新たな事業機会や競争力を生み出し、企業価値と社会的価値を同時に向上させる経営の考え方をいう。単なる社会貢献活動 (CSR) にとどまらず、本業を通じて持続的な成長と社会の発展の両立を目指す点に特徴がある。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

(1)国

- 各地方公共団体や地域において、社会教育人材を中核とした社会教育の推進体制の整備が円滑に進むよう、国として必要な措置を講ずることが期待される。具体的には、社会教育士の資質向上のため、取得後もその専門性をより高めていけるよう研修等の機会の確保を図るとともに、登録や抹消等が円滑に行える組織体制を整えることが考えられる。また、国において、都道府県等における社会教育人材ネットワークの整備を優良事例の共有等により支援する役割を果たすことが期待される。その際、例えば、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの在り方を見直し、機能を抜本的に強化していくことを検討することなども考えられる。
- 社会教育活動を推進する優れた企業（例えば、商業施設内において行う特徴的な取組や、基金等を通じた社会教育活動への継続的支援の取組等）を国が表彰するなどして、民間事業者に社会教育への関心や参画を高めていくことも考えられる。
- 社会教育の裾野を拡大していくため、各地方公共団体において取り組む際のモデルとなる導入的講習を開発・提供するなど、社会教育の裾野が拡大するような環境づくりを推進していくことも重要である。
- 国においても、関係省庁間でコミュニティ施策に関する連携を図り、社会教育の必要性や有用性に関する認識を共有するとともに、多様な分野で活躍する者に講習の受講や社会教育人材ネットワークへの参加を促したり、様々な施策の予算に関して政策分野横断的な視点から必要な予算を確保したりしていくことも重要である。
- また、大学等の研究機関とも連携を図り、社会教育に関する研究機能を高め、その成果を地域社会の様々な活動に還元できるような方策を検討することも重要である。
- 社会教育を地域コミュニティ政策の基礎として位置づけていくためにも、社会教育政策の有効性を示すデータの提示や予算の確保が重要である。
- 社会教育士は、一般的にはまだ認知がそれほど進んでおらず、社会教育に関する専門性や活動に対する信頼性を示すものであることが認識されていなかったり、社会教育士を有することがどのように実際の活動を進める上で有効なのか、更には自らのキャリア形成においてどのような役割を果たしうるのかといったイメージがつかみにくかったりするのが現状である。また、これらに関する具体的な活躍事例の蓄積も未だ不十分であるため、制度の周知と併せて活躍事例の収集・展開を進めることが必要である。
- 社会教育士に関しては、社会教育主事の任用の要件としての役割だけでなく、より広い分野や職種においてその専門性の活用が進むことが望まれる。このため、行政・NPO・民間企業等においてその有用性が評価され、さらには採用等の場面でも社会教育士を有することがより広く評価されるようになることが、活躍機会の拡大の一環として期待される。この点について経済界の理解を得るよう努めたり、好事例の収集・展開などを進めたりしていくことが重要である。

(2)地方公共団体

- 地方行政の現場では、各地方公共団体における行財政資源の制約により、社会教育行政の予算や人員が縮小されたり、社会教育主事の配置がなされなくなったりするケースもみられ、結果として、社会教育の関連事業が減少したり、様々な分野との連携が十分に図られなくなったりして、社会教育がその役割を十分に果たせない状況が生じているのではないかと課題も指摘されている。
- 各地方公共団体においては、社会教育が地域コミュニティの形成等を通じて他の行政分野の施策の円滑な実施にも資するものであること等も踏まえながら、社会教育の中核的な役割を担う「地域全体の学びのオーガナイザー」として社会教育主事の配置・活用を進めることが重要である。このため都道府県においては、域内に未配置の市町村がある場合には、配置の有用性について理解を得ながら配置促進を図るべきである。
- また、社会教育主事の配置のみならず、社会教育を担当する部署の職員のスキルアップや施策の推進力向上も期待される。
- さらに、今後の社会教育の推進役となる社会教育人材の活躍促進を図るためにも、社会教育人材ネットワークの構築を各地方公共団体における社会教育行政の一環として位置づけ、広域性を有する都道府県等がその中心的な役割を果たしながら、これを推進するべきである。さらに、こうしたネットワークも活用しながら、社会教育士の取得後の継続的な研修等の学びの機会の提供に関し、都道府県は主導的な役割を果たし、基礎自治体と連携しながらこれを進めていくことが期待される。
- 地域づくり活動の分野などにおいてそれぞれの強みを発揮しながら社会教育を担っている民間企業や NPO 等とこれまで以上に連携関係を強化していくことも求められる。
- 各地方公共団体における社会教育行政の推進においては、社会教育を総合教育会議の議題とするなど、首長部局との連携をより積極的に図るべきである。その際、地域課題の解決に向けた社会教育の有用性や必要性に関して首長の理解を得るよう努めることが重要である。